

【輸入通関】-法規制：ワシントン条約 FedExでの取り扱い

Article 本文：

ワシントン条約で規制されている動植物等を輸入する場合には、輸入申告時に輸出国が発行する「CITES輸出許可書」（以下「CITES」）等の提出が必要です。

ワシントン条約では、附属書と呼ばれる規制対象となる動植物等のリストがあり、野生動植物の種を絶滅の恐れのある可能性に応じて、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ、附属書Ⅲに分かれています。附属書該当種によっては輸出国が発行する「CITES」に加え、経済産業大臣から「輸入承認証」または「事前確認書」の発給を受ける必要があります。

ワシントン条約で規制されている動植物等を輸入する場合には、輸出入者が必要な書類をご準備頂き、通関前に弊社へご提出していただくこととなります。

【注意事項】

- 輸入予定のお荷物のワシントン条約該非確認、CITES取得、その他必要書類の関係省庁への手配は、貨物到着までにご確認、ご準備くださいますようお願い致します。
- 輸出国にてCITESをご準備の上ご出荷をお願い致します。（輸出国当局の確認後に輸出となりますが、CITES原本の紛失にご注意下さい。）
- 生きている動植物のみならず毛皮、皮革製品及び漢方薬等もワシントン条約の規制対象です。
- コマーシャル・インボイス上に学術名の記載をして頂けますようお願い致します。
- ワシントン条約で規制されている動植物等を輸入する場合には、貨物到着の一営業日前までに弊社へ対象貨物であることをご連絡下さい。（運送状番号が必要となります）

参考資料・情報リンク

税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/>

ワシントン条約(税関HP)

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/washington/washington.htm>

ワシントン条約(経済産業省HP)

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_im.html

ワシントン条約に基づく輸出入規制(JETRO HP)

<https://www.jetro.go.jp/world/ga/04A-010911.html>

条約全文、附属書、締約国など(経済産業省HP)

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/cites_about.html